

○八王子市介護保険住宅改修支援事業実施要綱（平成 13 年 3 月 1 日施行）

平成 13 年 3 月 1 日施行

改正 平成 15 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日

1 目的

この事業は、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 45 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の規定に基づく住宅の改修を行おうとする場合に、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という）第 75 条第 1 項第 3 号又は第 94 条第 1 項第 3 号の規定に基づき添付が必要となる住宅改修理由書の作成及び必要な援助を行なった介護支援専門員等が所属する事業所等に手数料を支払うことにより、要介護者等の円滑な介護サービスの利用等を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、八王子市とする。

3 事業対象者

この事業の対象者は、規則第 75 条第 1 項第 3 号又は第 94 条第 1 項第 3 号に基づく住宅改修費の支給の申請に添付する理由書を作成する次の資格を有する者とする。

介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上、その他これに準ずる資格を有する者で市長が認めた者。

なお対象となる理由書は、別表のとおりとする。

4 手数料

市は住宅改修 1 件当たり 2,000 円及び消費税を、3 の対象者が属する事業者には手数料として支払う。ただし、属する事業者がない場合は、対象者に支払う。

5 業務内容

住宅の改修を希望する要介護者等に対し、相談・助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請書に添付する理由書を作成する。

6 請求

この事業を行った事業者は、「住宅改修支援手数料支払請求書」を提出しなければならない。

7 決定及び支払い

市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、請求が適正であると認められた時に支払いを行う。

8 手数料の返還

市長は、偽りその他不正の行為によって、手数料の支払いを受けた事業者があるときは、当該事業者から当該手数料全額を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

住宅改修支援事業の対象となる理由書（手数料が支給できるもの）

利用者	作成者 担当の介護支援専門 員	担当ではない介護支 援専門員	作業療法士等専門的 知識を有すると認め られる者
担当の介護支援専門 員がいる要介護者等	×	×	×
担当の介護支援専門 員がいない要介護者 等		○	○